

○南相馬市工事成績評定要綱

平成23年2月22日

告示第24号

(目的)

第1条 この告示は、本市が発注する請負工事（以下「工事」という。）に関し、厳正かつ適正な成績評定を行うことで、良質な公共工事を確保するとともに工事請負業者の適正な評価及び指導育成に資するため、工事成績の評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象とする工事は、原則として1件の契約金額が200万円以上の工事とする。

2 次の工事については、評定の対象外とする。

- (1) 道路、河川及び排水路等のしゅんせつ、除草及び清掃工事
- (2) 数箇所をまとめた軽微な維持補修工事
- (3) 建築物及び構造物の解体又は撤去のみの工事
- (4) 緊急、災害時などの応急的な復旧工事
- (5) 出来形、品質等を求めない工事

(評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ、工事特性、創意工夫、環境対策及び社会性等の評価項目について行うものとする。

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 第1評定者 南相馬市財務規則（平成18年南相馬市規則第37号。以下「規則」という。）第130条の規定により指定された当該工事の監督員
- (2) 第2評定者 監督員の所属する部署の担当係長又は課長
- (3) 第3評定者 規則第131条の規定により指定された検査員

(評定の方法)

第5条 各評定者は、工事ごとに、それぞれ独立して公正かつ適正に評定を行うものとする。

2 各評定者は、評定の結果を別に定める手順及び運用基準により工事等成績評定表（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

(評定の時期)

第6条 評定の時期は、次に定めるところによる。

- (1) 第1評定者及び第2評定者 工事がしゅん工（一部しゅん工を除く。）したとき。
- (2) 第3評定者 検査を実施したとき。

(評定の報告等)

第7条 各評定者が、評定を行ったときは、遅滞なく、第5条第2項の評定表を契約担当課に提出し、契約担当課は市長に評定の結果を報告するものとする。

(評定の結果の通知)

第8条 市長は、前条の規定による報告があったときは、遅滞なく、当該工事の請負者に対し、評定の結果を工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書（様式第1号）により通知するものとする。

（評定の修正）

第9条 各評定者は、前条の規定により評定の結果を通知した後において、当該評定を修正する必要があると認めるときは、当該評定を修正しなければならない。

2 前項の規定により、評定を修正した場合は、修正後の評定の結果を工事成績評定結果修正通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（説明請求等）

第10条 第8条又は前条第2項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して14日（南相馬市の休日を定める条例（平成18年南相馬市条例第2号）第1条各号に規定する休日を含まない。）以内に、工事成績評定結果に関する説明要求書（様式第3号）により、市長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、工事成績評定結果に係る説明書（回答）（様式第4号）により回答するものとする。この場合において、市長は南相馬市工事成績評定評価委員会規程（平成23年南相馬市訓令第3号）第2条の規定により、南相馬市工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

（庶務）

第11条 この告示に関する庶務は、契約担当課において処理する。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、評定の方法等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行し、同日以降に発注した工事の評定から適用する。

附 則（令和6年7月18日告示第171号）

この告示は、令和6年10月1日から施行し、同日以降に発注した工事の評定から適用する。

附 則（令和8年3月30日告示第68号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

南相馬市長

工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書

次の工事は、 年 月 日完成検査の結果、下記のとおりでしたので、南相馬市工事請負契約約款第32条第2項及び南相馬市工事成績評定要綱第8条の規定により通知します。

なお、この結果に疑問がある場合は、この通知を受けた日から14日以内に書面で説明を求めることができます。

記

契約番号	
工事名	工事
工期	年 月 日～ 年 月 日
検査年月日	年 月 日
検査結果	

評価項目	細 別	評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	
	II. 配置技術者	
2. 施工状況	I. 施工管理	
	II. 工程管理	
	III. 安全対策	
	IV. 対外関係	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	
	II. 品質	
	III. 出来ばえ	
4. 工事特性(加点のみ)	I. 施工条件等への対応	
5. 創意工夫(加点のみ)	I. 創意工夫	
6. 環境対策(加点のみ)	I. 環境対策	
7. 社会性等(加点のみ)	I. 地域への貢献度	
8. 法令順守等(減点のみ)		
加減点合計		
基準点(標準評定点)		65
評定点合計		/ 100点

評定点合計は、小数第1位を四捨五入し整数としています。

(事務担当 :)

様式第2号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

南相馬市長

工事成績評定結果修正通知書

次の工事成績評定について、修正を行ったので、南相馬市工事成績評定要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

契約番号	
工事名	工事
工期	年 月 日～ 年 月 日
検査年月日	年 月 日
検査結果	

評価項目	細 別	評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	
	II. 配置技術者	
2. 施工状況	I. 施工管理	
	II. 工程管理	
	III. 安全対策	
	IV. 対外関係	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	
	II. 品質	
	III. 出来ばえ	
4. 工事特性(加点のみ)	I. 施工条件等への対応	
5. 創意工夫(加点のみ)	I. 創意工夫	
6. 環境対策(加点のみ)	I. 環境対策	
7. 社会性等(加点のみ)	I. 地域への貢献度	
8. 法令順守等(減点のみ)		
加減点合計		
基準点 (標準評定点)		65
評定点合計		/ 100点

評定点合計は、小数第1位を四捨五入し整数としています。

(事務担当 :)

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

南相馬市長

請負者 住所（所在）
氏名（名称）
連絡先

工事成績評定結果に関する説明要求書

次の工事の成績評定結果について疑問があるので、南相馬市工事成績評定要綱第10条第1項の規定により説明を求めます。

- 1 契約番号
- 2 工事名
- 3 項目・細別
- 4 説明を求める理由

様式第4号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

南相馬市長

工事成績評定結果に係る説明書（回答）

年 月 日付で貴殿（社）から説明を求められました評定結果について、次のとおり回答します。

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 回答

（事務担当： ）